

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年11月8日(2007.11.8)

【公表番号】特表2003-509775(P2003-509775A)

【公表日】平成15年3月11日(2003.3.11)

【出願番号】特願2001-524039(P2001-524039)

【国際特許分類】

G 06 F 21/20 (2006.01)

G 06 Q 40/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 15/00 3 3 0 F

G 06 F 17/60 2 2 2

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月14日(2007.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】電子送信の処理をトークンを用いずに行う、バイオメトリックを用いた方法であって、該方法は、少なくとも1つのユーザのバイオメトリックサンプル(62)と、電子アイデンティケータ(12)と、電子的ルールモジュールクリアリングハウス(14)とを用い、

ユーザ本人から直接採取された少なくとも1つの登録バイオメトリックサンプルを電子アイデンティケータ(12)を用いて該ユーザに登録させる、ユーザ登録工程と、

該ユーザに対して個別化されたルールモジュール(50)をルールモジュールクリアリングハウス(14)において形成する工程であって、ユーザの少なくとも1つのパターンデータ(54)を、該ユーザの少なくとも1つの実行コマンド(52)と関連付ける、工程と、

該電子アイデンティケータ(12)に、該ユーザ本人から直接採取された参加バイオメトリックサンプルと、少なくとも1つの以前に登録されたバイオメトリックサンプルとを比較されることにより、該ユーザの成功した識別または失敗識別のいずれかを生成する、ユーザ識別工程と、

該ユーザの識別が成功した場合、該ユーザの少なくとも1つの以前に指定されたルールモジュール(50)を呼び出して、少なくとも1つの電子送信を実行する、コマンド実行工程と、

を包含し、

バイオメトリック的に権限が付与された電子送信は、スマートカードおよび磁気スワイプカードを該ユーザが提示すること無く行われる、方法。

【請求項2】前記コマンド実行工程の間、前記電子的ルールモジュールクリアリングハウス(14)は、1つ以上の第三者コンピュータ(28)と通信する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】前記実行コマンド(52)は、前記ユーザのルールモジュール(50)に対して個別化された格納されている電子データにアクセスする工程と、該ユーザのルールモジュール(50)に対して個別化された電子データを処理する工程と、該ユーザのルールモジュール(50)に対して個別化された電子データを提示する工程とのうち任意のものから構成される、請求項1に記載の方法。

【請求項 4】 パターンデータ(54)は、ユーザに対して一意に定まる識別コードと、人口動態情報と、Eメールアドレスと、金融口座と、第2のバイオメトリックと、インターネットブラウジングパターンと、非金融データの保管場所のアカウントと、電話番号と、郵送先住所と、購入パターンと、プリペイドアカウントに関するデータまたは商品もしくはサービスに関する会員資格と、電子データの利用パターンと、雇用形態と、職務名と、ユーザ挙動パターンに関するデータと、デジタル証明書と、ネットワーク資格認定と、インターネットプロトコルアドレスと、デジタル署名と、暗号化鍵と、インスタントメッセージングアドレスと、個人医療記録と、電子的音声署名と、電子的視覚署名とのうち任意のものを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 5】 前記ルールモジュール(50)に対して、ユーザに関するパターンデータ(54)は、前記ユーザ、前記電子的ルールモジュールクリアリングハウス(14)、または権限が付与された第三者(28)のうち任意のものによって提供される、請求項1に記載の方法。

【請求項 6】 前記ルールモジュール(50)に対して、ユーザに関する実行コマンド(52)は、前記ユーザ、前記電子的ルールモジュールクリアリングハウス(14)、または権限が付与された第三者(28)のうち任意のものによって提供される、請求項1に記載の方法。

【請求項 7】 ユーザの再登録をチェックする工程をさらに包含し、該工程において、前記ユーザの登録バイオメトリックサンプルを、以前に登録されたバイオメトリックサンプル(24)と比較し、両者がマッチングした場合、該ユーザが前記電子アイデンティケータ(12)を用いて再登録をしようとしているとの警告が前記コンピュータシステムに行く、請求項1に記載の方法。

【請求項 8】 前記バイオメトリックサンプルは、指紋、顔面走査、網膜画像、虹彩走査および声紋のうち任意のものを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 9】 前記識別工程の間、前記ユーザは、個人識別コードと該ユーザを識別するための参加バイオメトリックサンプルとを前記電子アイデンティケータ(12)に提供する、請求項1に記載の方法。

【請求項 10】 バイオメトリックの盗難を解明する工程を包含し、該工程において、ユーザのバイオメトリックサンプルが不正に複製されたものであると判定された場合、該ユーザの個人識別コードを変更する、請求項9に記載の方法。

【請求項 11】 実行コマンド(52)が実行されると、格納されている電子データにアクセスする権限が前記ユーザに付与される、請求項1に記載の方法。

【請求項 12】 格納されている電子データへのアクセスが行われると、インターネットに接続されたデバイスが活性化される、請求項11に記載の方法。

【請求項 13】 実行コマンド(52)が実行されると、電子データが処理され、これにより、前記ユーザがリクエストした電子送信物が該ユーザに提供される、請求項1に記載の方法。

【請求項 14】 前記処理工程は、ユーザのデジタル証明書と、ユーザのアイデンティティスクランブラーと、ユーザの双方向電子的消費者ロイヤリティまたは消費者報酬プログラムと、ユーザの双方向電子広告内容と、ユーザの双方向インスタントメッセージングプログラムと、ユーザのEメール認証と、ユーザのリクエストに対して個別化された電子データサーチおよび検索のための自動化された電子的インテリジェントエージェントとを呼び出す工程を包含する、請求項13に記載の方法。

【請求項 15】 前記実行コマンド(52)が実行されると、前記ユーザがリクエストした電子送信物に対して個別化された電子データが提示される、請求項1に記載の方法。

【請求項 16】 ユーザによるログインを反復する工程をさらに包含し、該工程において、電子送信の間、前記電子アイデンティケータ(12)は、該ユーザの参加バイオメトリックサンプルまたは該ユーザのパターンデータ(54)のうち少なくとも1つを提示するように該ユーザに定期的に要求する、請求項1に記載の方法。

【請求項 17】 通信工程をさらに包含し、該工程において、インターネット(18)、インターネット(58)、エクストラネット(58)、ローカルエリアネットワーク(56)、広域ネットワークのうち任意のものが用いられる、請求項1に記載の方法。

【請求項 18】 第三者を登録する工程をさらに包含し、該工程において、第三者(28)は、前記電子アイデンティケータ(12)を用いて識別データを登録し、該識別データは、バイオメトリック、デジタル証明書、インターネットプロトコルアドレス、またはバイオメトリック入力装置ハードウェア識別コードのうちに任意ものを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 19】 第三者を識別する工程をさらに包含し、該工程において、前記電子アイデンティケータ(12)を用いて第三者の参加識別データと該第三者の登録された識別データとを比較することにより、前記ユーザに電子送信物を提供する第三者(28)を識別する、請求項18に記載の方法。

【請求項 20】 電子送信の処理をトークンを用いずに行う、バイオメトリックを用いたコンピュータシステムデバイスであって、該デバイスは、少なくとも1つのユーザのバイオメトリックサンプルと、電子アイデンティケータ(12)と、電子的ルールモジュールクリアリングハウス(14)とを用い、

ユーザの参加バイオメトリックサンプルまたは登録バイオメトリックサンプルを該電子アイデンティケータ(12)に提供するバイオメトリック入力装置であって、該ユーザは、該ユーザ本人から直接採取された少なくとも1つの登録バイオメトリックサンプルを、電子アイデンティケータ(12)を用いて登録する、装置と、

少なくとも1つのルールモジュール(50)を有する電子的ルールモジュールクリアリングハウス(14)であって、少なくとも1つの電子送信を実行するための該ユーザの少なくとも1つの実行コマンド(52)と関連付けられた該ユーザの少なくとも1つのパターンデータ(54)をさらに含む、電子的ルールモジュールクリアリングハウスと、

該参加バイオメトリックサンプルと該ユーザの該登録されたバイオメトリックサンプルとを比較するための電子アイデンティケータ(12)と、

該電子的ルールモジュールクリアリングハウス(14)内の少なくとも1つの以前に指定された実行コマンド(52)を実行して、電子送信を実行するコマンド実行モジュール(38)と、

を備え、

スマートカードおよび磁気スワイプカードは、該電子送信を行うために該ユーザによって提示されない、デバイス。

【請求項 21】 前記コマンド実行モジュール(38)は、1つ以上の第三者コンピュータ(28)と通信する、請求項20に記載のデバイス。

【請求項 22】 パターンデータ(54)は、ユーザに対して一意に定まる識別コードと、人口動態情報と、Eメールアドレスと、金融口座と、第2のバイオメトリックと、非金融データの保管場所のアカウントと、電話番号と、郵送先住所と、購入パターンと、プリペイドアカウントに関するデータまたは商品もしくはサービスに関する会員資格と、電子データの利用パターンと、雇用形態と、職務名と、ユーザ拳動パターンに関するデータと、デジタル証明書と、ネットワーク資格認定と、インターネットプロトコルアドレスと、デジタル署名と、暗号化鍵と、インスタントメッセージングアドレスと、個人医療記録と、電子的音声署名と、電子的視覚署名とのうち任意のものを含む、請求項20に記載のデバイス。

【請求項 23】 前記ルールモジュール(50)に対して、ユーザに関するパターンデータ(54)は、前記ユーザ、前記電子的ルールモジュールクリアリングハウス(14)、または権限が付与された第三者(28)のうち任意のものによって提供される、請求項20に記載のデバイス。

【請求項 24】 前記ルールモジュール(50)に対して、ユーザに関する実行コマンド(52)は、前記ユーザ、前記電子的ルールモジュールクリアリングハウス(14)、または権限が付与された第三者(28)のうち任意のものによって提供される、請求項

20に記載のデバイス。

【請求項25】電子送信の処理をトークンを用いずに行う、バイオメトリックを用いた方法であって、該方法は、少なくとも1つのユーザのバイオメトリックサンプルと、電子アイデンティケータ(12)と、電子的ルールモジュールクリアリングハウス(14)とを用い、

主要ユーザおよび従属ユーザを登録する工程であって、主要ユーザおよび従属ユーザはそれぞれ、該主要ユーザおよび該従属ユーザの各本人から直接採取された少なくとも1つの登録バイオメトリックサンプルを電子アイデンティケータ(12)を用いて登録する、工程と、

該主要ユーザおよび該従属ユーザに対して個別化されたルールモジュール(50)をルールモジュールクリアリングハウス(14)において形成する工程であって、該主要ユーザおよび該従属ユーザの少なくとも1つのパターンデータ(54)を、該主要ユーザおよび該従属ユーザの少なくとも1つの実行コマンド(52)と関連付ける、工程と、

従属ユーザを識別する工程であって、該電子アイデンティケータ(12)は、該従属ユーザ本人から直接採取された参加バイオメトリックサンプルを、少なくとも1つの以前に登録されたバイオメトリックサンプルと比較することにより、該従属ユーザの成功した識別または失敗識別のいずれか生成する、工程と、

該従属ユーザの識別が成功した場合、該従属ユーザのパターンデータ(54)をサーチして、該従属ユーザのルールモジュール(50)のうち任意の1つが該主要ユーザのルールモジュール(50)のうちの少なくとも1つに従属するか否かを判定する、従属工程と、

該従属ユーザの識別が成功し、かつ、該従属ユーザのルールモジュール(50)のうち少なくとも1つが、該主要ユーザのルールモジュール(50)のうち少なくとも1つに従属すると判定された場合、該主要ユーザの少なくとも1つの以前に指定された実行コマンド(52)を呼び出して、少なくとも1つの電子送信を実行する、コマンド実行工程と、を包含し、

バイオメトリック的に権限が付与された電子送信は、該主要ユーザおよび該従属ユーザがスマートカードおよび磁気スワイプカードを提示することなく行われる、方法。

【請求項26】前記格納されている電子データにアクセスするための実行コマンドは、保険の給付金、会員利得、イベント許可、選挙の電子投票特権、電子納税、チェックを書くことを許可する特権、運転免許特権、アルコールおよびたばこなどの規制された製品を購入する資格、信用格付口座および信用報告口座、法人インターネットデータベースの規制部分のうちの1つ以上のデータに前記ユーザがアクセスすることを許可することを包含する、請求項3に記載の方法。

【請求項27】前記保険の給付金にアクセスすることは、病院への入院を許可するために、ユーザの健康保険の給付金を確認することをさらに包含する、請求項26に記載の方法。

【請求項28】前記会員利得にアクセスすることは、プリペイド会員権下でビデオをレンタルするためのユーザの資格を確認すること、インターネットウェブサイトにアクセスするためのユーザの資格を確認すること、オンライン上で他の人とリアルタイムのインターネットチャットルームに入るためのユーザの資格を確認することのうちの1つ以上をさらに含む、請求項26に記載の方法。

【請求項29】前記イベント許可にアクセスすることは、音楽コンサートに参加するためのユーザの資格を確認すること、映画館で上映されているR指定された映画などの規制されたイベントに参加するためのユーザの資格を確認すること、旅行の乗り物に乗車するためのユーザの資格を確認することのうちの1つ以上をさらに含む、請求項26に記載の方法。

【請求項30】前記格納されている電子データにアクセスすることは、ワード・プロセッシングファイル、スプレッドシートファイル、ソフトウェアコード、グラフィックスファイル、音声ファイル、医療記録、インターネットウェブサイト、オンラインの音声コ

ンテンツまたはグラフィカルコンテンツ、電子ゲームコンテンツ、オンラインチャットコンテンツ、オンラインメッセージングコンテンツ、オンライン教育コンテンツ、オンラインの学術試験の受験、オンラインの個人化された医療および健康のコンテンツ、サーバベースのコンピュータソフトウェアプログラムおよびハードウェアドライブのうちの1つ以上にアクセスすることを包含する、請求項11に記載の方法。

【請求項31】前記少なくとも1つのルールモジュールは、少なくとも2つの実行コマンドに関連付けられた少なくとも1つのパターンデータ、少なくとも2つのパターンデータに関連付けられた少なくとも1つの実行コマンドのうちの少なくとも1つ以上をさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項32】前記インターネットに接続されたデバイスを起動することは、無線ペーパー、無線電話、ネットワークコンピュータ、運動器具、テレビ、電子ブック、ラジオ、家庭用器具、携帯情報端末、コピー機、デジタル音声プレーヤのうちの1つ以上のデバイスを起動することをさらに包含する、請求項12に記載の方法。

【請求項33】前記電子データサーチおよび検索のための自動化されたインテリジェントエージェントは、医療更新、ペンドィング中のインターネットオークション、電子株式取引、電子メール、インスタントメッセージ、ボイスオーバーインターネット電話、電子広告、ファックスのうちの1つ以上のデータに対して、定期的な、かつ、ユーザ向けに個別化されたオンライン検索を行うことをさらに包含する、請求項14に記載の方法。

【請求項34】前記旅行の乗り物は、飛行機、電車、ボート、バスのうちの1つ以上をさらに含む、請求項29に記載の方法。

【請求項35】前記自動化されたインテリジェントエージェントは、前記ユーザの現在の好みおよびオンライン活動パターンから推定することにより、該ユーザのオンライン上の好みおよび活動が将来どのようになるかについての該インテリジェントエージェントのアルゴリズム投影に基づいて、該ユーザのパターンデータおよび実行コマンドを拡張および削除し得る新しいデータを該ユーザに自動的かつ定期的に推奨し得る、請求項14に記載の方法。

【請求項36】電子送信により、ユーザのデジタル証明書を呼び出して、前記送信者および前記電子文書の内容の真偽性を検証することにより、安全かつ認証済みの電子送信をもたらすことをさらに包含する、請求項14に記載の方法。

【請求項37】前記電子送信の処理は、前記ユーザが従属ユーザである場合、データのアクセスおよび提示をフィルタリングする実行コマンドをさらに含む、請求項13に記載の方法。

【請求項38】前記フィルタリングは、前記主要ユーザによって予め決められた通りに、成人向けの内容を有するインターネットウェブサイト、暴力的な内容を有するインターネットサイト、オンラインセッション長、特定のオンラインセッション中に前記従属ユーザに自動的に「強要」される教育オンラインリソースのうちの1つ以上に該従属ユーザがアクセスすることを統括する、請求項37に記載の方法。

【請求項39】前記格納されている電子データにアクセスするための実行コマンドは、保険の給付金、会員利得、イベント許可、選挙の電子投票特権、電子納税、チェックを書くことを許可する特権、運転免許特権、アルコールおよびたばこなどの規制された製品を購入する資格、信用格付口座および信用報告口座、法人インターネットデータベースの規制部分のうちの1つ以上のデータに前記ユーザがアクセスすることを許可することを包含する、請求項20に記載のデバイス。

【請求項40】前記保険の給付金にアクセスすることは、病院への入院を許可するために、ユーザの健康保険の給付金を確認することをさらに包含する、請求項39に記載のデバイス。

【請求項41】前記会員利得にアクセスすることは、プリペイド会員権下でビデオをレンタルするためのユーザの資格を確認すること、インターネットウェブサイトにアクセスするためのユーザの資格を確認すること、オンライン上で他の人とリアルタイムのインターネットチャットルームに入るためのユーザの資格を確認することのうちの1つ以上

をさらに含む、請求項 3 9 に記載のデバイス。

【請求項 4 2】 前記イベント許可にアクセスすることは、音楽コンサートに参加するためのユーザの資格を確認すること、映画館で上映されている R 指定された映画などの規制されたイベントに参加するためのユーザの資格を確認すること、旅行の乗り物に乗車するためのユーザの資格を確認することのうちの 1 つ以上をさらに含む、請求項 3 9 に記載のデバイス。

【請求項 4 3】 前記実行コマンドは、ワード - プロセッシングファイル、スプレッドシートファイル、ソフトウェアコード、グラフィックスファイル、音声ファイル、医療記録、インターネットウェブサイト、オンラインの音声コンテンツまたはグラフィカルコンテンツ、電子ゲームコンテンツ、オンラインチャットコンテンツ、オンラインメッセージングコンテンツ、オンライン教育コンテンツ、オンラインの学術試験の受験、オンラインの個人化された医療および健康のコンテンツ、サーバベースのコンピュータソフトウェアプログラムおよびハードウェアドライブのうちの 1 つ以上の格納されている電子データにアクセスすることをさらに包含する、請求項 2 0 に記載のデバイス。

【請求項 4 4】 前記少なくとも 1 つのルールモジュールは、少なくとも 2 つの実行コマンドに関連付けられた少なくとも 1 つのパターンデータ、少なくとも 2 つのパターンデータに関連付けられた少なくとも 1 つの実行コマンドのうちの少なくとも 1 つ以上をさらに含む、請求項 2 0 に記載のデバイス。

【請求項 4 5】 前記実行コマンドは、無線ページャー、無線電話、ネットワークコンピュータ、運動器具、テレビ、電子ブック、ラジオ、家庭用器具、携帯情報端末、コピー機、デジタル音声プレーヤのうちの 1 つ以上のインターネットに接続されたデバイスの起動をさらに含む、請求項 2 0 に記載のデバイス。

【請求項 4 6】 前記実行コマンドは、医療更新、ペンドィング中のインターネットオークション、電子株式取引、電子メール、インスタントメッセージ、ボイスオーバイインターネット電話、電子広告、ファックスのうちの 1 つ以上のデータに対して、定期的な、かつ、ユーザ向けに個別化されたオンライン検索を行う電子データサーチおよび検索のための自動化されたインテリジェントエージェントをさらに含む、請求項 2 0 に記載のデバイス。

【請求項 4 7】 前記旅行の乗り物は、飛行機、電車、ボート、バスのうちの 1 つ以上をさらに含む、請求項 4 2 に記載のデバイス。

【請求項 4 8】 前記自動化されたインテリジェントエージェントは、前記ユーザの現在の好みおよびオンライン活動パターンから推定することにより、該ユーザのオンライン上の好みおよび活動が将来どのようになるかについての該インテリジェントエージェントのアルゴリズム投影に基づいて、該ユーザのパターンデータおよび実行コマンドを拡張および削除し得る新しいデータを該ユーザに自動的かつ定期的に推奨し得る、請求項 4 6 に記載のデバイス。

【請求項 4 9】 前記実行コマンドは、電子送信により、ユーザのデジタル証明書を呼び出して、前記送信者および前記電子文書の内容の真偽性を検証することにより、安全かつ認証済みの電子送信をもたらすことをさらに包含する、請求項 2 0 に記載のデバイス。

【請求項 5 0】 前記実行コマンドは、前記ユーザが従属ユーザである場合、データのアクセスおよび提示をフィルタリングする電子送信の処理をさらに含む、請求項 2 0 に記載のデバイス。

【請求項 5 1】 前記フィルタリングは、前記主要ユーザによって予め決められた通りに、成人向けの内容を有するインターネットウェブサイト、暴力的な内容を有するインターネットサイト、オンラインセッション長、特定のオンラインセッション中に前記従属ユーザに自動的に「強要」される教育オンラインリソースのうちの 1 つ以上に該従属ユーザがアクセスすることを統括する、請求項 5 0 に記載のデバイス。

【請求項 5 2】 前記実行コマンドは、前記ユーザのルールモジュールに対して個別化された格納されている電子データにアクセスすること、該ユーザのルールモジュールに

対して個別化された電子データを処理すること、該ユーザのルールモジュールに対して個別化された電子データを提示することのうちの1つ以上を含む、請求項4に記載の方法。

【請求項53】前記格納されている電子データにアクセスするための実行コマンドは、保険の給付金、会員利得、イベント許可、選挙の電子投票特権、電子納税、チェックを書くことを許可する特権、運転免許特権、アルコールおよびたばこなどの規制された製品を購入する資格、信用格付口座および信用報告口座、法人インターネットデータベースの規制部分のうちの1つ以上のデータに前記ユーザがアクセスすることを許可することを包含する、請求項53に記載の方法。

【請求項54】電子送信を処理するコンピュータシステムにおいて実施されるバイオメトリックを用いた方法であって、

該方法は、

ユーザから直接採取された少なくとも1つの登録バイオメトリックサンプルを登録することと、

該ユーザに対して個別化されたルールモジュールをルールモジュールクリアリングハウスにおいて形成することであって、該ルールモジュールは、該ユーザの少なくとも1つのパターンデータと該ユーザの少なくとも1つの実行コマンドとを関連付ける、ことと、

該ユーザ本人から直接採取された参加バイオメトリックサンプルと、少なくとも1つの以前に登録されたバイオメトリックサンプルとを比較することにより、成功した一致または失敗した一致のいずれかを生成することと、

一致が成功すると、該ユーザのルールモジュールを呼び出して、少なくとも1つの電子送信を実行することと

を包含する、方法。

【請求項55】前記電子送信は、前記ユーザがスマートカードおよび磁気スワイプカードを提示することなく実行される、請求項54に記載の方法。

【請求項56】前記少なくとも1つの登録バイオメトリックサンプルを登録することは、

複数のユーザからの複数のバイオメトリックサンプルを登録することと、

該複数のサンプルのサブセットをバスケット化することにより、該参加バイオメトリックサンプルとの比較を促進すること

を包含する、請求項54に記載の方法。

【請求項57】前記参加バイオメトリックサンプルと比較することは、前記ユーザ本人から直接採取された前記参加バイオメトリックサンプルと、少なくとも1つの以前に登録されたバイオメトリックサンプルとを比較することにより、該ユーザの成功した識別または失敗した識別のいずれかを生成することを包含する、請求項54に記載の方法。

【請求項58】前記実行コマンドは、前記ユーザのルールモジュールに対して個別化された格納されている電子データにアクセスすること、該ユーザのルールモジュールに対して個別化された電子データを処理すること、該ユーザのルールモジュールに対して個別化された電子データを提示することのうちの1つ以上を含み、

前記ユーザに対する実行コマンドは、該ユーザ、前記電子的ルールモジュールクリアリングハウス、権限が付与された第三者のうちの1つ以上によって前記ルールモジュールに対して提供される、請求項54に記載の方法。

【請求項59】前記実行コマンドは、保険の給付金、会員利得、イベント許可、選挙の電子投票特権、電子納税、チェックを書くことを許可する特権、運転免許特権、アルコールおよびたばこなどの規制された製品を購入する資格、信用格付口座および信用報告口座、法人インターネットデータベースの規制部分のうちの1つ以上のデータに前記ユーザがアクセスすることを許可することを包含する、請求項54に記載の方法。

【請求項60】前記パターンデータは、ユーザに対して一意に定まる識別コード、人口動態情報、Eメールアドレス、金融口座、第2のバイオメトリック、インターネットブラウジングパターン、非金融データの保管場所のアカウント、電話番号、郵送先住所、購入パターン、プリペイドアカウントに関するデータまたは商品もしくはサービスに関する

る会員資格、電子データの利用パターン、雇用形態、職務名、ユーザ挙動パターンに関するデータ、デジタル証明書、ネットワーク資格認定、インターネットプロトコルアドレス、デジタル署名、暗号化鍵、インスタントメッセージングアドレス、個人医療記録、電子的音声署名、電子的視覚署名のうちの1つ以上を含み、

該ユーザのパターンデータは、前記ユーザ、前記電子的ルールモジュールクリアリングハウス、権限が付与された第三者のうちの1つ以上によって前記ルールモジュールに対して提供される、請求項59に記載の方法。

【請求項61】前記パターンデータは、ユーザに対して一意に定まる識別コード、人口動態情報、Eメールアドレス、金融口座、第2のバイオメトリック、インターネットブラウジングパターン、非金融データの保管場所のアカウント、電話番号、郵送先住所、購入パターン、プリペイドアカウントに関するデータまたは商品もしくはサービスに関する会員資格、電子データの利用パターン、雇用形態、職務名、ユーザ挙動パターンに関するデータ、デジタル証明書、ネットワーク資格認定、インターネットプロトコルアドレス、デジタル署名、暗号化鍵、インスタントメッセージングアドレス、個人医療記録、電子的音声署名、電子的視覚署名のうちの1つ以上を含み、

該ユーザのパターンデータは、前記ユーザ、前記電子的ルールモジュールクリアリングハウス、権限が付与された第三者のうちの1つ以上によって前記ルールモジュールに対して提供される、請求項54に記載の方法。

【請求項62】前記パターンデータは、前記ユーザの人口動態情報を含み、

前記実行コマンドは、格納されている電子データにアクセスすることにより、規制された製品を購入するための資格、またはデータもしくはサービスにアクセスするための資格を判定することを包含する、請求項54に記載の方法。

【請求項63】電子送信を処理するコンピュータシステムにおいて実施されるバイオメトリックを用いた方法であって、

該方法は、

主要ユーザから直接採取された少なくとも1つの主要登録バイオメトリックサンプルを登録することと、

第2のユーザから直接採取された少なくとも1つの第2の登録バイオメトリックサンプルを登録することと、

該主要ユーザに対して個別化された主要ルールモジュールをルールモジュールクリアリングハウスにおいて形成することであって、該主要ルールモジュールは、該主要ユーザの少なくとも1つの主要パターンデータと該主要ユーザの少なくとも1つの主要実行コマンドとを関連付ける、ことと、

該第2のユーザに対して個別化された第2のルールモジュールを該ルールモジュールクリアリングハウスにおいて形成することであって、該第2のルールモジュールは、該第2のユーザの少なくとも1つの第2のパターンデータと該第2のユーザの少なくとも1つ第2の実行コマンドとを関連付ける、ことと、

該第2のルールモジュールを該主要ルールモジュールに従属させることと、

該第2のユーザ本人から直接採取された参加バイオメトリックサンプルと、少なくとも1つの以前に登録されたバイオメトリックサンプルとを比較することにより、成功した一致または失敗した一致のいずれかを生成することと、

該第2のルールモジュールが該主要ルールモジュールに従属していると判定することと、

一致が成功すると、該主要ユーザの該主要ルールモジュールを呼び出して、少なくとも1つの電子送信を実行することとを包含する、方法。

【請求項64】電子送信をバイオメトリックを用いて処理するコンピュータシステムであって、

該コンピュータシステムは、

ユーザの参加バイオメトリックサンプルまたは登録バイオメトリックサンプルを提供す

るバイオメトリック入力装置と、

少なくとも1つのルールモジュールを有する電子的ルールモジュールクリアリングハウスであって、該少なくとも1つのルールモジュールは、該ユーザの少なくとも1つの実行コマンドに関連付けられた該ユーザの少なくとも1つのパターンデータを含む、電子的ルールモジュールクリアリングハウスと、

電子アイデンティケータであって、該電子アイデンティケータに格納されている少なくとも1つの登録バイオメトリックサンプルと、参加バイオメトリックサンプルとを比較することにより、成功した一致または失敗した一致のいずれかを生成することと、

該電子的ルールモジュールクリアリングハウス内の少なくとも1つの実行コマンドを呼び出して、電子送信を実行するコマンド実行モジュールとを備えた、

コンピュータシステム。

【請求項65】前記電子送信は、前記ユーザがスマートカードおよび磁気スワイプカードを提示することなく実行される、請求項64に記載のコンピュータシステム。

【請求項66】複数のユーザからの複数のバイオメトリックサンプルを格納する格納部と、

該格納部内の該複数のサンプルのサブセットをバスケット化することにより、該参加バイオメトリックサンプルとの比較を促進する手段と

をさらに含む、請求項64に記載のコンピュータシステム。

【請求項67】前記電子アイデンティケータは、該電子アイデンティケータに格納されている前記少なくとも1つの登録バイオメトリックサンプルと、前記参加バイオメトリックサンプルとを比較することにより、前記ユーザの成功した識別または失敗した識別のいずれかを生成するように動作可能である、請求項64に記載のコンピュータシステム。

【請求項68】前記実行コマンドは、前記ユーザのルールモジュールに対して個別化された格納されている電子データにアクセスすること、該ユーザのルールモジュールに対して個別化された電子データを処理すること、該ユーザのルールモジュールに対して個別化された電子データを提示することのうちの1つ以上を含み、

前記ユーザに対する実行コマンドは、該ユーザ、前記電子的ルールモジュールクリアリングハウス、権限が付与された第三者のうちの1つ以上によって前記ルールモジュールに対して提供される、請求項64に記載のシステム。

【請求項69】前記パターンデータは、ユーザに対して一意に定まる識別コード、人口動態情報、Eメールアドレス、金融口座、第2のバイオメトリック、非金融データの保管場所のアカウント、電話番号、郵送先住所、購入パターン、プリペイドアカウントに関するデータまたは商品もしくはサービスに関する会員資格、電子データの利用パターン、雇用形態、職務名、ユーザ拳動パターンに関するデータ、デジタル証明書、ネットワーク資格認定、インターネットプロトコルアドレス、デジタル署名、暗号化鍵、インスタンスマッセージングアドレス、個人医療記録、電子的音声署名、電子的視覚署名のうちの1つ以上を含み、

該ユーザのパターンデータは、前記ユーザ、前記電子的ルールモジュールクリアリングハウス、権限が付与された第三者のうちの1つ以上によって前記ルールモジュールに対して提供される、請求項64に記載のコンピュータシステム。

【請求項70】前記格納されている電子データにアクセスするための実行コマンドは、保険の給付金、会員利得、イベント許可、選挙の電子投票特権、電子納税、チェックを書くことを許可する特権、運転免許特権、アルコールおよびたばこなどの規制された製品を購入する資格、信用格付口座および信用報告口座、法人イントラネットデータベースの規制部分のうちの1つ以上のデータに前記ユーザがアクセスすることを許可することを包含する、請求項69に記載のコンピュータシステム。

【請求項71】前記格納されている電子データにアクセスするための実行コマンドは、保険の給付金、会員利得、イベント許可、選挙の電子投票特権、電子納税、チェック

を書くことを許可する特権、運転免許特権、アルコールおよびたばこなどの規制された製品を購入する資格、信用格付口座および信用報告口座、法人インターネットデータベースの規制部分のうちの1つ以上のデータに前記ユーザがアクセスすることを許可することを包含する、請求項64に記載のコンピュータシステム。

【請求項72】 前記パターンデータは、前記ユーザの人口動態情報を含み、前記実行コマンドは、格納されている電子データにアクセスすることにより、規制された製品を購入するための資格、またはデータもしくはサービスにアクセスするための資格を判定することを包含する、請求項64に記載のコンピュータシステム。

【請求項73】 第三者のインターネットロケーションにおけるデータにアクセスすることを認可する方法であって、

該方法は、

インターネットに結合されている端末におけるユーザからバイオメトリックサンプルを受け取ることと、

該バイオメトリックサンプルと該ユーザの登録されているバイオメトリックとを照合することと、

少なくとも1つのアクセス鍵を該端末に伝送することと、

該第三者のインターネットロケーションに常駐しているデータにアクセスするためのリクエストを該端末から受け取った該第三者のインターネットロケーションから、該少なくとも1つのアクセス鍵を確認するためのリクエストを受け取ることと、

該第三者のインターネットロケーションのリクエストから受け取られた該少なくとも1つのアクセス鍵の有効性を確認することと、

該第三者のインターネットロケーションに関連する該ユーザのアカウントアクセス情報を該第三者のインターネットロケーションに伝送し、それにより、該ユーザが、該第三者のインターネットロケーションに常駐するデータにアクセスすることが可能になることを包含する、方法。

【請求項74】

遠隔地において格納されているデータに対してアクションを実行するコンピュータシステムにおけるバイメトリックを用いた認証方法であって、

該方法は、

a ユーザからバイオメトリックサンプルを受け取ることと、

b 該バイオメトリックサンプルと、該ユーザの登録されているバイオメトリックとを照合することと、

c 該ユーザの登録されているバイオメトリックに関連付けられたユーザ識別コードをルールモジュールクリアニングハウスコンポーネントに伝送することと、

d 該ルールモジュールクリアニングハウスコンポーネントにおいて、該ユーザ識別コードに関連付けられた少なくとも1つのユーザモジュールを識別することと、

e 該ユーザに関連付けられたデータであって、該少なくとも1つのルールモジュールに関するデータを抽出することと、

f 該抽出されたデータを用いて少なくとも1つのアクションを実行することであって、該アクションは、該ルールモジュールによって定義されている、こととを包含する、方法。

【請求項75】 年齢提示者によって行われる年齢制限がされた取引の承認を提供する方法であって、

該方法は、

バイオメトリック識別デバイスを介して、該年齢提示者によって提供された少なくとも1つのバイオメトリックサンプルを無人の年齢確認ステーションにおいて受け取ることと、

該少なくとも1つのバイオメトリックサンプルを少なくとも1つのデータベースに伝送することであって、該少なくとも1つのデータベースには、少なくとも1つのバイオメトリック記録が格納されており、該少なくとも1つのバイオメトリック記録は、該年齢提示者

の年齢のレファレンスを含む、ことと、

該少なくとも1つのバイオメトリックサンプルと、該少なくとも1つのデータベースに格納されている該少なくとも1つのバイオメトリック記録とを該少なくとも1つのデータベースにおいて比較することと、

該少なくとも1つのバイオメトリックサンプルが該少なくとも1つのデータベースに格納されている該少なくとも1つのバイオメトリック記録と一致するか否かの第1の判定を該少なくとも1つのデータベースにおいて行うことと、

該少なくとも1つのバイオメトリックサンプルが該少なくとも1つのデータベースに格納されている該少なくとも1つのバイオメトリック記録と一致した場合には、該レファレンス内の該年齢提示者の年齢情報が少なくとも1つのシステムパラメータを満たすか否かの第2の判定を行うことと、

該バイオメトリック記録にマッピングされた年齢が該少なくとも1つのシステムパラメータを満たす場合には、該少なくとも1つのデータベースにおいて該年齢制限された取引を承認することと、

該年齢制限された取引の承認のコンファームーションを該無人の年齢確認ステーションにおいて受け取ることと

を包含する、方法。

**【請求項76】** 前記少なくとも1つのシステムパラメータは、前記年齢確認ステーションによって定義されている、請求項75に記載の方法。

**【請求項77】** 前記少なくとも1つのバイオメトリックサンプルは、指紋走査、虹彩走査、顔面走査、声紋走査、網膜走査、手構造走査、血管パターン走査、署名サンプル、DNAサンプルのうちの少なくとも1つを含む、請求項75に記載の方法。

**【請求項78】** 前記少なくとも1つのバイオメトリック記録は、指紋走査、虹彩走査、顔面走査、声紋走査、網膜走査、手構造走査、血管パターン走査、署名サンプル、DNAサンプルのうちの少なくとも1つのデジタル表現を含む、請求項75に記載の方法。

**【請求項79】** 前記伝送するステップと前記受け取るステップとは、符号化されたデータを伝送することと、該符号化されたデータを受け取ることとを包含する、請求項75に記載の方法。

**【請求項80】** 前記少なくとも1つのバイトメトリックサンプルを少なくとも1つのデータベースに伝送することは、前記無人の年齢確認ステーションの位置、年齢制限された取引の時刻、取引タイプ、レファレンスコード、詳細なアクセス記録、前記年齢提示者の血中アルコール濃度のうちの少なくとも1つを伝送することをさらに包含する、請求項75に記載の方法。

**【請求項81】** システムユーザの情報が、前記少なくとも1つのデータベースに格納されている、請求項75に記載の方法。

**【請求項82】** 前記年齢制限された取引に関する取引情報が、前記少なくとも1つのデータベースに格納されている前記システムユーザの情報と比較される、請求項81に記載の方法。

**【請求項83】** 前記無人の年齢確認ステーションは、自動販売機、キオスク、PC、無線デバイス、計算デバイス、格納デバイスのからなる群から選択される、請求項75に記載の方法。

**【請求項84】** 前記無人の年齢確認ステーションは、無人のPOS(point of sale)デバイスである、請求項75に記載の方法。

**【請求項85】** 前記年齢制限された取引は、金融取引を含む、請求項84に記載の方法。

**【請求項86】** 前記金融取引の決済は、金融取引システムを介して行われ、該金融取引のシステムは、該金融取引の決済を認証するために用いられる前記少なくとも1つのバイオメトリックサンプルを含む、請求項85に記載の方法。

**【請求項87】** 前記第2の判定は、信頼性判定を含み、前記少なくとも1つのバイオメトリックサンプルが不正に用いられているか否かを評価することを包含する、請求項

7 5 に記載の方法。

【請求項 8 8】 年齢提示者によって行われる年齢制限がされた取引の承認を提供する方法であって、

該方法は、

バイオメトリック識別デバイスを介して、該年齢提示者によって提供された少なくとも1つのバイオメトリックサンプルを無人の年齢確認ステーションにおいて受け取ることと、

該年齢提示者によって提供された少なくとも1つの識別コードを無人の年齢確認ステーションにおいて受け取ることと、

該年齢提示者によって提供された該少なくとも1つの識別コードを該無人の年齢確認ステーションから少なくとも1つのデータベースに伝送することであって、該少なくとも1つのデータベースには、少なくとも1つのバイオメトリック記録が格納されており、該少なくとも1つのバイオメトリック記録は、該年齢提示者の年齢のレファレンスを含み、該少なくとも1つのデータベースは、少なくとも1つの識別コード記録を有する、ことと、

該少なくとも1つの識別コードと、該少なくとも1つの識別コード記録とを該少なくとも1つのデータベースにおいて比較することと、

該少なくとも1つの識別コードが該少なくとも1つの識別コード記録と一致するか否かの第1の判定を該少なくとも1つのデータベースにおいて行うことと、

該少なくとも1つの識別コードが該少なくとも1つの識別コード記録と一致した場合には、該レファレンスが少なくとも1つのシステムパラメータを満たすか否かの第2の判定を行うことと、

該レフェレンスが該少なくとも1つのシステムパラメータを満たす場合には、該少なくとも1つのデータベースにおいて該少なくとも1つのバイオメトリック記録を一致の可能性を有するバイオメトリック記録として、事前に承認することと、

該少なくとも1つのデータベースから該一致の可能性を有するバイオメトリック記録を該無人の年齢確認ステーションにおいて受け取ることと、

該少なくとも1つのバイオメトリックサンプルと該一致の可能性を有するバイオメトリックサンプルとを該無人の年齢確認ステーションにおいて比較することと、

該少なくとも1つのバイオメトリックサンプルが該一致の可能性を有するバイオメトリック記録と一致するか否かの第3の判定を該無人の年齢確認ステーションにおいて行うことと、

該少なくとも1つのバイオメトリックサンプルが該一致の可能性を有するバイオメトリック記録と一致した場合には、該一致したバイオメトリック記録が該少なくとも1つのデータベースにおいて事前に承認されていたか否かの第4の判定を該無人の年齢確認ステーションにおいて行うことと、

該一致したバイオメトリック記録が該少なくとも1つのデータベースにおいて事前に承認されていた場合には、該無人の年齢確認ステーションにおいて該年齢制限された取引を承認することと

を包含する、方法。

【請求項 8 9】 前記年齢確認ステーションが、前記年齢制限された取引完了のコンファームーションを前記少なくとも1つのデータベースに伝送することをさらに包含する、請求項 8 8 に記載の方法。

【請求項 9 0】 前記少なくとも1つの識別コードは、一意の番号、適度に一意の番号、一意でない番号のうちの少なくとも1つを含む、請求項 8 8 に記載の方法。

【請求項 9 1】 システムユーザの情報が、前記少なくとも1つのデータベースに格納されている、請求項 8 8 に記載の方法。

【請求項 9 2】 前記年齢制限された取引に関する取引情報が、前記少なくとも1つのデータベースに格納されている前記システムユーザの情報と比較される、請求項 9 1 に記載の方法。

【請求項 9 3】 年齢提示者によって行われる年齢制限がされた取引の承認を提供す

る方法であって、

該方法は、

バイオメトリック識別デバイスを介して、該年齢提示者によって提供された少なくとも1つのバイオメトリックサンプルを無人の年齢確認ステーションにおいて受け取ることと、

該年齢提示者によって提供された少なくとも1つの年齢制限されたアクション提案を該無人の年齢確認ステーションにおいて受け取ることと、

少なくとも1つの提案コードと該少なくとも1つの年齢制限されたアクション提案とを関連付けることと、

該年齢提示者によって提供された識別コードを該無人の年齢確認ステーションから少なくとも1つのデータベースに伝送することであって、該少なくとも1つのデータベースには、少なくとも1つのバイオメトリック記録が格納されており、該少なくとも1つのバイオメトリック記録は、該年齢提示者の年齢のレファレンスを含み、該少なくとも1つのデータベースは、少なくとも1つの識別コード記録を有する、ことと、

該年齢提示者によって提供された該年齢制限されたアクション提案に関連付けられた該少なくとも1つの提案コードを該無人の年齢確認ステーションから該少なくとも1つのデータベースに伝送することと、

該少なくとも1つのバイオメトリックサンプルと、該少なくとも1つのバイオメトリック記録とを該少なくとも1つのデータベースにおいて比較することと、

該少なくとも1つのバイオメトリックサンプルが該少なくとも1つのバイオメトリック記録と一致するか否かの第1の判定を該少なくとも1つのデータベースにおいて行うことと、

該少なくとも1つのバイオメトリックサンプルが該少なくとも1つのバイオメトリック記録と一致した場合には、該レファレンスがパラメータを満たすか否かの第2の判定を行うことであって、該パラメータは、該少なくとも1つの提案コードによって示されていることと、

該レフェレンスが該パラメータを満たす場合には、該少なくとも1つのデータベースにおいて該年齢制限された取引を承認することと、

該年齢制限された取引の承認のコンファームーションを該無人の年齢確認ステーションにおいて受け取ることと

を包含する、方法。

【請求項94】 取引システムにシステムユーザを登録する方法であって、

該方法は、

少なくとも1つの無人の年齢確認ステーションを提供することであって、該少なくとも1つの無人の年齢確認ステーションは、少なくとも1つのデータベースにアクセスするよう構成されており、該少なくとも1つのデータベースには、少なくとも1つのバイオメトリック記録が格納されており、該少なくとも1つのバイオメトリック記録は、該システムユーザに関連付けられており、該年齢提示者の年齢のレファレンスを含む、ことと、

年齢情報と個人情報と少なくとも1つのバイオメトリックサンプルとを含む登録データを提供するように該システムユーザを促すことと、

該登録データを該少なくとも1つのデータベースに伝送することと、

該登録データを該少なくとも1つのデータベースに格納することと

を包含する、方法。

【請求項95】 前記レファレンスは、政府が発行したIDデータ、運転免許証データ、パスポートデータ、出生証明書データ、信用データのうちの少なくとも1つの記録である、請求項94に記載の方法。

【請求項96】 前記登録データは、運転免許証データ、社会保障番号、住所、電話番号のうちの少なくとも1つを含む、請求項94に記載の方法。

【請求項97】 前記登録データは、読み取ること、走査すること、手で入力することからなる群から選択される処理を介して取得される、請求項94に記載の方法。

【請求項 9 8】 前記システムユーザは、年齢提示者識別コードをさらに提供する、  
請求項 9 4 に記載の方法。

【請求項 9 9】 前記年齢提示者識別コードは、一意の番号、適度に一意の番号のうち  
の少なくとも 1 つを含む、請求項 9 8 に記載の方法。

【請求項 1 0 0】 前記登録データを前記少なくとも 1 つのデータベースに格納する  
ステップは、

前記少なくとも 1 つのバイオメトリックサンプルをバイオメトリックテンプレートに変  
換することと、

該バイオメトリックテンプレートを該少なくとも 1 つのデータベースに保存することと  
を包含する、請求項 9 4 に記載の方法。

【請求項 1 0 1】 前記登録データは、前記少なくとも 1 つのバイオメトリックサン  
プルのデジタル画像を含む、請求項 9 4 に記載の方法。

【請求項 1 0 2】 前記登録データは、記録管理パスワードを含む、請求項 9 4 に記  
載の方法。